

【悪魔】 先般の参議院議員の通常選挙で落選した法務大臣が、落選後も法務大臣を続けるそうですね。様々な方面から批判があるようですが、法律上は問題ないんですか？

【天使】 日本国憲法によれば、国務大臣は、内閣総理大臣が任命することになっており、かつ、その過半数は国会議員の中から選ばなければならない(68条1項)。これ以外に、日本国憲法上の国務大臣選任の要件としては、内閣総理大臣も含めて国務大臣は文民でなければならない(66条2項)、との条項があるのみだから、落選した元議員が引き続き国務大臣として就任したとしても、そのことによって国会議員である国務大臣が内閣の過半数を割り込まない限り、日本国憲法上は問題がないことになる。

【悪魔】 「憲法上は問題ない」、ですか。そのお答え自体についてもいろいろな解釈ができそうですね。今回落選した大臣は、現職の大臣であることを示しながら選挙に出て、結果として当選しなかったわけですね。ということは、少なくとも、その大臣が立候補した選挙区の有

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第42話

選挙結果と 大臣の続投

権者は、その大臣が国会議員であり続けることを拒絶した、という意味になるわけですね。国会議員になって欲しくない、と選挙民から言われた人が、大臣としての資質は持ち続けている、というのが、よくわからないんですけど。

【天使】 それは、理論的には必ずしもおかしくない。わが国の統治機構の基本構造としては、立法、行政、司法の三権が分立している。国会議員は立法に関する国民の代表者であり、国務大臣は行政に関する最高機関である内閣の一員であって、両者の帰属する組織は根本的に異なる。また、国会議員は、全国民の代表として選挙で選任されるが(憲法43条・44条)、国務大臣は前述のとおり内閣総理大臣が任命するものとされている(68条1項)。ただし、内閣総理大臣については、他の国務大臣と異なり、国会議員の中から国会の議決によって指名され(67条1項)、天皇が任命することとなっている(6条1項)。このように、国会議員と国務大臣とは、統治機構の基本構造から考えても、選任に関する法制度から見ても、完全に別次元の存在であり、選挙により当選しなかったという事実は、

国会議員として選任されなかったというにとどまり、国務大臣としての資質まで否定されたわけではないと、制度上は説明することができる。

【悪魔】 「制度上は説明できる」ですか。ずいぶん微妙な言い方をなさいますね。総理大臣でない限り、選挙に落ちても自動的にクビにはならない、ということはおわかりでしたが、でも、選挙民としては、大臣に対して不信任を持った場合、どのような手段をとることができるのですか？ 普通の感覚では、国会議員としての選挙の中で、大臣としての資質も併せて選挙民は投票先を考えていると思うんですけど。

【天使】 繰り返しになるが、国務大臣は内閣総理大臣が任命するわけであり、内閣総理大臣は国会の議決で指名を受けている。そして、衆議院と参議院とで指名する者が異なった場合、最終的には衆議院の指名した者が総理大臣として選任される（67条2項）。従って、当該国務大臣の選任について有権者の意思を間接的に反映させるためには、事実上、衆議院の総選挙によって国会議員の構成を変更させ、内閣総理大臣自



体を国会によって交代させるより方法がない。その意味では、今回の選挙は参議院議員の通常選挙だったから、衆参両院で国会議員の構成が異なったとしても、個々の法律の成立についてはともかく、内閣の構成については直ちに影響を及ぼすものではないということができる。ただし、誤解のないように言っておきたいが、政治的あるいは道義的には、国民から時の政権に対する信頼が選挙によって示されることに異論はないわけであり、現職の大臣が落選したという事実は、政府にとって極めて深刻な事態であることに疑いはない。

【悪魔】 なるほど、今回の落選した大臣の続投の問題は、要するに、現在の内閣総理大臣の率いる内閣が、選挙による「民意」を軽く見ている、あるいは軽く見ようとしている、ということですね。まあ、長い目で見たら政権自体を破壊させるだけだと思いますけど、ただ、有権者の側も、その時々々の状況に盛大に押し流されているところがないわけでもないようですから、「民意」を軽く見ようとする人が出てくることも、仕方がないのかもしれないですね。